

昇格・降格内規

(昇格定義および昇格基準)

第1条 人事資格等級制度内規に定める昇格について本内規に詳細を定める。昇格とは現在の資格より上位の等級の資格が付与され、職位があがった場合をいう。昇格要件は、昇格基準の年数・年齢・滞留年数・技能・職務遂行能力・考課・組織の人員構成を参考に実施する。

(昇格の対象)

第2条 本内規に定める対象は、就業規則に定める従業員とする。

(昇格要件)

第3条 昇格に要する要件を以下により定める。

昇格要件1 (推薦)

上司ならびに部長職からの推薦による。

昇格要件2 (考課累積)

直近二年の考課(4回)を参考にする。昇格基準は別に定める。

昇格要件3 (通信教育もしくは資格取得)

等級毎に設定する通信教育を修了したかを要件とする。また必要資格取得を要件とする。

昇格要件4 (昇格対象者には、昇格前にレポート提出を義務づけ、内容を審査する)

仕事に関するテーマを与え、レポートを提出させ、内容を審査する。

昇格要件5 (面接)

検討委員会と面接を行い、昇進昇格に関する意識ならびに覚悟を確認する。

(昇格選考)

第4条 昇格要件を満たした場合、候補者となり検討委員会で選抜し、役員会で決定される。

(検討委員会)

第5条 検討委員会は、部長以上で構成する。昇・降格にふさわしい能力を發揮しているかを真摯に検討し、役員会上申する。

(昇格時期)

第6条 昇格の時期は毎年一回とする。組織の都合や特別の事情があり、役員会の判断により、臨時に行うことがある。

(滞 留 年 数)

第 7 条 滞 留 年 数 の 基 準 は、昇 格 時 期 の 7 月 と す る。発 令 か ら、1 年 単 位 で 計 算 す る。ま た 欠 勤 ・ 休 職 が 年 間 の 所 定 労 働 日 数 の 1 / 5 を 越 え て い る 場 合 は、滞 留 年 数 に 付 加 し な い。

(降 格)

第 8 条 降 格 と は 現 有 資 格 よ り 下 位 の 等 級 の 資 格 が 付 与 さ れ、職 位 が さ が っ た 場 合 を い う。

(降 格 要 件)

第 8 条 降 格 に 該 当 す る 要 件 は 以 下 の 通 り と す る。

当 該 資 格 等 級 に 見 合 う 職 務 遂 行 能 力 が 低 下 し て、格 付 け が 不 的 確 と 認 め ら れ る と き。(考 課 ポ イ ン ト を 参 考 に す る)

同 等 級 で 5 年 以 上 在 級 し て い る と き。多 年 に わ た り 同 等 級 に 在 級 し て い る 場 合 は、能 力 発 揮 が 適 わ ず、能 力 開 発 の 意 識 も 持 っ て い な い と 判 断 せ ざ る を 得 な い。

出 勤 状 況 な ど 勤 務 状 況 が 著 し く 不 良 の 場 合。

精 神 的 身 体 的 傷 害 の た め、当 該 資 格 に 該 当 し な く な っ た 場 合。

会 社 に 損 害 を 与 え、信 頼 を 損 ね た 場 合。

刑 事 上 の 罰 が 確 定 し、罪 の 内 容 が 重 い 場 合。

そ の 他、当 該 資 格 等 級 に 該 当 し な い と 想 定 さ れ る 場 合。

上 記 を 総 合 的 に 判 断 し て、検 討 委 員 会 で 審 議 し、役 員 会 で 決 定 す る。

(降 格 審 査)

第 9 条 降 格 に 関 し て は、降 格 要 件 に 当 て は ま っ た 降 格 候 補 者 を 検 討 委 員 会 で 選 抜 審 査 し、役 員 会 で 承 認 決 定 す る。

付 則

本 内 規 は、平 成 1 5 年 7 月 1 日 よ り 実 施 す る。

別紙

ポイント（4回の考課累積）

| ポイント累積 | 総合評価 |
|----------|---------------|
| 20ポイント以上 | 昇格候補（4回の考課累積） |
| 5ポイント未満 | 降格候補（4回の考課累積） |

年間2ポイントは降格。

参考

考課ポイント

| 評価 | 点数 | ポイント | 総合評価 |
|----|-------|------|--------------|
| A | 80点以上 | 4 | 特に素晴らしい |
| B | 70点以上 | 3 | よく頑張った |
| C | 60点以上 | 2 | 少し物足りなかった |
| D | 59点以下 | 1 | 物足りない・不足点が多い |